建築物解体工事工事特記仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工 事 名 称　鵜住居公民館川目分館解体工事

2．工 事 場 所　岩手県釜石市鵜住居町第３地割８－１

2．敷 地 面 積　鵜住居公民館川目分館：358.19㎡

3．工 事 種 目　解体工事

木造平屋建　延床面積　127.52㎡

4．工 事 内 容

1）鵜住居公民館川目分館

建屋解体、井戸撤去、敷地内舗装撤去、整地

5．工 事 範 囲

※すべての躯体（捨てコンクリートまでとし、砂利地業は除く）及び仕上げ材すべてとする。
※基礎部分等を撤去し、あら整地を行う。

6．施 工 条 件

※解体工事は、令和４年１月４日以降からの着手とする。
※隣地を工事期間中借りる場合は地主等から許可をもらうこと。

Ⅱ．建築解体工事仕様

（1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書(平成３１年版)」(以下、「解体共通仕様書」という。)による。
図面、本特記仕様書、解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成３１年版)」(以下「標準仕様書」という。)及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成３１年版）」（以下「改修標準仕様書」という。）による。

（2）本特記仕様書の表記
1）項目は、⊙ 印の付いたものを適用する。
2）特記事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。
⊙ 印の付かない場合は、※ 印の付いたものを適用する。
⊙ 印と ◎ 印の付いた場合は、共に適用する。

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	①．一般事項	⊙　工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合には、監督職員に報告の上、指示に従うこと。 ⊙　請負業者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。 ⊙　施工体系図を現場に掲示すること。 ⊙　工事着手前及び完成時に，以下に示す調査範囲の近隣家屋等の内外の状況（地盤，擁壁，内外壁，床，建具等）を調査・記録し，報告書を監督職員に提出すること。 調査範囲　※　敷地周辺の水路、道路の状況写真
	②．適用基準等	⊙　工事写真の撮り方〈建築編〉第２編 工事写真の撮り方（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
	３．工事実績情報(CORINS)の登録 （別途工事の場合適用）	※　適用する（請負精算額が500万円以上の場合） 受注時、変更時及び工事完成時にあらかじめ監督職員の確認を受け、契約締結後及び工事完成後10日以内に登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督職員に提出すること。 ・　適用しない
	④．電気保安技術者	⊙　適用する　・　適用しない
	⑤．事故報告	工事の施工中に事故が発生した場合は，直ちに監督職員に通報するとともに，別に指示する「事故報告書」を指示する期日までに監督職員に提出する。
	⑥．完成図等	⊙　完成書類図書　２部 ・　完成原図　１部 ・　青焼２つ折製本　１部 ・　青焼Ａ４版折製本（黒表紙金文字入）　１部 ・　青焼縮小（Ａ３版）２つ折製本　１部 ・　敷地の完成図面電子データJWW形式又はDXF形式　CD1枚
	⑦．届出等	・　建設リサイクル法に基づいた届出 ・　工事計画届 ・　建築物解体等作業届 ・　特定粉塵排出等作業の実施の届出 ・　道路使用許可 ⊙　ライフラインの停止（発注者に確認） ⊙　建築物除却届
	⑦．完成写真	※　作成する 分類：※カラー・白黒　サイズ：※Ｌ・２Ｌ・六切り　撮影箇所数：※撮影要領の完成写真程度・　箇所　枚　部数：※２部・　部　提出様式：※工事用アルバムA4版ポケット式程度・フリーアルバム・（台紙寸法323×270程度） 原版を電子媒体とする場合は、CD等も提出すること。 ・　作成しない
	⑧．火災保険等	工事目的物及び工事材料等について，次により保険に付す。 保険の種類　・　火災保険　※　建設工事保険　・ 保険期間　※　工事着手から工事目的物引き渡しまで　・
2 仮設工事	1．仮囲い	・　設ける　（位置、延長等は図示） ・　万能鋼板　（H= 3～3.5m　）・　波形鉄板　（H=　） ・　単管シート（H=　）・　防音シート（H=　） ・　防音パネル（H=　） ・　パネルゲート　（W=　H=　）×　箇所 ・　シートゲート　（W=　H=　）×　箇所 ・　設けない
	②．騒音、防塵等の対策	※　設ける（適用範囲、高さ等は図示） ・　防音パネル　⊙　防音シート ・　設けない
	３．交通誘導員	・　配置する　⊙　配置しない
	④．監督職員事務所	・　設ける ・　既存建物内の一部を使用する。 ・　構内に新設する　（規模　㎡程度） ・　備え付ける備品　（　） ※　設けない
	⑤．工事表示板	営繕工事における工事及びコスト表示要領（平成14年2月6日宮城県土木部営繕課・設備室制定）により設置する。 ※　工事表示板　設置枚数　１枚 ・　事業コスト表示板　設置枚数　枚 ※　建設リサイクル法による標識を設置する。
	⑥．工事用水	構内既存の施設　・利用できる（ ※ 有償　・無償） ⊙ 利用できない
	⑦．工事用電力	構内既存の施設　・利用できる（ ※ 有償　・無償） ⊙ 利用できない
	⑧．工事用通路	※　指定しない　・　指定する（図示）
	⑨．足場その他	内部足場　⊙　脚立、足場板等　・ 外部足場　※　Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種 防護シート　⊙　設ける　（⊙　防音シート　・　その他） ・　設けない 材料の運搬　・　Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種 ※　Ｄ種　・Ｅ種 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月策定）」によるものとし、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」によること。
	⑩．その他	⊙　酸素・アセチレン・軽油等の危険物は所定の位置に施錠できる小屋等に保管すること。 ⊙　作業通路は，指定通路表示を行い，足場等の堅固なもので頭上の保護を行うこと。 ⊙　建物周辺は，粉塵防止や火災発生に備えて散水を行うこと。 ・　工事に関係部分の出入の表示を行うこと。
3 解体工事	①．解体工法	※　解体工法は，低振動・低騒音型の機械器具等の選定を心がけ，防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉塵の防止に努めること。 ※　解体方法及び手順は，「分別解体等に係る施工方法に関する基準（建設リサイクル法規則第２条）」による。
	②．施工計画書等	工程表・施工計画書・仮設計画書等は，工事契約後速やかに監督職員に提出し，承諾を得ること。
	３．杭	杭の解体 ・　行う　（※杭頭から　mまで　・全長　） 杭の解体工法 ・　引き抜き工法　（・　振動　・　ケーシング　・　） ・　粉砕による解体
	４．樹木等	樹木の伐採伐根及び移植 ・　行う（図示による）
	⑤．地下埋設物の埋設配管	地下埋設物及び埋設配管の解体 ⊙　行う（取水配管）
	⑥．解体後の整地	解体後の埋戻し及び盛り土 ⊙　行う 埋戻し及び盛土の材料 ・　Ａ　種　※　Ｂ　種　・　Ｃ　種　・　Ｄ　種 ・　構造物撤去等により自現場で発生するコンクリート塊を現場内で破砕したもの（粒径４０mm以下）を使用する。 埋戻し範囲　・　図示による Ｃ種の場合 建設発生土受入れ量　m3 発生場所 受入条件 整地の高さ　⊙　現状ＧＬ ・　図示よる
4 建設廃棄物の処理	①．再資源化等	

建設廃棄物の種類	中間処理施設又は再資源化施設の名称等	所在地（ｋｍ）
⊙コンクリート	施工計画書による	
・コンクリート及び鉄から成る建設資材		
⊙アスファルト、コンクリート		
・木材		
⊙金属類	施工計画書による	
・小型二次電池		

建設廃棄物の種類	再資源化の有無	再資源化施設の名称等	所在地（ｋｍ）
・蛍光ランプ HIDランプ	・する ・しない		
・硬質塩化ビニル管・継手	・する ・しない		
・ガラス	・する ・しない		

現場利用する再資源化された建設廃棄物

種　類	利用する場所(箇所)等

※　鉄筋コンクリートを現地で破砕し，再生材クラッシャラン（0～40）として利用する場合は，標準仕様書(表22.3.3)の再生材クラッシャランによることとし，すりへり減量を50%以下にすること。

種　類	所在地等（ｋｍ）

②．産業廃棄物広域認定制度の活用

③．最終処分

⊙（安定型）

種　類	受入施設名称等	所在地(Km)	備考
廃プラ、がれき類	施工計画書による		
ｶﾞﾗｽ・陶器くず類	施工計画書による		
金属、ゴムくず類	施工計画書による		

・（管理型）（遮断型）

種　類	受入施設名称等	所在地(Km)	備考
	施工計画書による		

１～３の処理、処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、上記によらない場合は、監督職員と協議すること。
また、処理、処分に先立ち処分場等の受入の可否を確認すること

④．処分に注意を要する建設廃棄物

種　類	処理施設名称等	所在地(Km)	備考
・CCA処理木材			
・ヒ素又はカドミウム含有石膏ボード			

＜対象となる石膏ボード＞
小名浜吉野石膏（株）　いわき工場　昭和48年10月～平成9年4月の間に製造されたもの
日東石膏ボード（株）　八戸工場　平成4年10月～平成9年4月の間に製造されたもの

5 特別管理産業廃棄物の処分等

1．施工調査

材　料　名	仕様等（型式、厚さ、数量）	調査の範囲
		※　図示 ・　工事対象範囲

2．特別管理産業廃棄物等の処理及び回収計画

※　種類別に具体的な処理、回収計画を定め施工計画書に記載する。

特別管理産業廃棄物の種類	処分場の名称	所在地等（ｋｍ）
・　廃石綿		

3．PCBを含む機器類等

PCB（ポリ塩化ビフェニール）含有機器　・有（数量は図示）　・無
PCB含有シーリング材　・有（施工範囲は図示）　・無

PCBを含有する機器等については、飛散、流出がないように適切な容器に納めて適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員を通じて保管事業者に引き渡す。

4．特殊な建設副産物の回収及び処分

回収又は処分を行う副産物の種類	対象機器名称	回収業者又は処分場の名称等	保管場所・処分場の所在地等
・フロン			
・ハロン			
・イオン化式感知器			
・六フッ化硫黄(SF6)ガス			

Ⅲ．設備解体工事仕様

（1）．共通仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築物解体工事共通仕様書（平成３１年版）」（以下「解体共通仕様書」という。）により、解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成３１年版）」（以下「改修工事標準仕様書」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の「公共建築設備標準図（機械設備工事編）平成３１年版）」（以下「標準図」という。）による

（2）．特記仕様
●印の付いたものを適用し、○印の付いたものは適用しない。

（3）．取りこわし内容
（1）共通
● 図示された、機器・ダクト・配管の取りこわしを行う。
● コンクリート埋設部及び土間部の配管は建物と一体に取りこわしてもよい。
○ ダクト付属品・配管付属品は、ダクト・配管と一体で取りこわしてよい。
○ オイルタンク処分　○ 地下貯蔵タンク本体は、掘り起こし撤去とする。
○ 地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指針に基づき撤去する。
○ 地下貯蔵タンク掘り起こし後は、現場発生土にて埋め戻しとする。
● 浄化槽・便槽設備　● 浄化槽等掘り起こしに伴う擁壁工法は、法付け工法とする。
● 浄化槽等掘り起こし後は、現場発生土にて埋め戻しとする。
● 屋外設備（井戸含む）　● 配管土工事は本工事とし、掘り起こし後は現場発生土で埋め戻しとする。
● 屋外給水配管の埋設深さは６００Ｈとする。
○ 屋外ガス配管の埋設深さは６００Ｈとする。
● 桝掘り起こし後は現場発生土で埋め戻しとする。

章	項目	特記事項
一般共通事項	● 官公署への手続き等	工事の着手、施工にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な手続き等を遅延なく行う。 ○ 地下貯油槽　廃止届けとする。 ● 給水装置　廃止届けとする。 ○ 排水設備　廃止届けとする。 ○ 都市ガス設備　廃止届けとする。
	● 発生材の処分等	建築工事　特記仕様書による。
	○ 廃酸・廃アルカリ処分	吸収冷凍機、吸収冷温水機等の撤去前に臭化リチウム水溶液の抜き取りを行う。ただし、抜き取り、処分費用は ◎ 本工事　○ 別途）とする。
	○ ダイオキシン類処分	焼却炉等の撤去前に残灰よりサンプリング調査を行い、監督職員に報告する。ただし、サンプリング費用は ◎ 本工事　○ 別途）とする。
	○ 廃油処分	オイルタンク、サービスタンク、油配管等は撤去前に内部清掃を行う。ただし、内部清掃、洗浄油の回収、処分費用は ◎ 本工事　○ 別途）とする。
	● 冷媒回収・処分	冷凍機等の撤去に伴う冷媒回収方法は次による。 ただし、冷媒回収の費用は ○ 本工事　○ 別途）とする。 （１）冷媒の回収にあたっては、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」に従って行い、監督職員に次の書類を提出する。 イ）第一種フロン類回収業者登録通知書の写し ロ）引取証明書 （２）家庭用のエアコン等で、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象となっているものは、同法に従ってリサイクル（フロン類の回収を含む）を行い、監督職員に次の書類を提出する。 イ）特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し
	● 家電リサイクル	対象機器は TV,冷蔵庫 とする。（リサイクル料金を本工事とする。）
	● 浄化槽・便槽　設備	浄化槽本体は、取りこわし前に汚泥・汚水汲み取り、内部清掃を行う。 ただし、汚泥・汚水・清掃洗浄水の回収、処分費は（ ● 本工事　○ 別途）とする。
	● 屋外設備	● 給水装置　● 本管にて閉栓とする。 ○ 敷地内第１弁を閉としプラグ止めの上、埋設標示杭設置とする。 ○ 排水設備　○ 本管にて閉止とする。 ○ 公設桝にてキャップ止めとする。 ○ 都市ガス設備　○ 本管にて閉栓とする。 ○ 敷地内第１弁を閉としプラグ止めの上、埋設標示杭設置とする。
	○ アスペスト含有製品撤去	○ 本工事　○ 別途 下記に撤去方法（参考）を示すが、実施する撤去方法は、作業主任者の指示による事。 撤去する長方形ダクトのフランジ部、配管のエルボ・チーズ部に含まれる石綿を処分するため、ンジ・エルボ・チーズの前後を切断し、他のダクト・配管とは別に廃棄を行う。

ダクトフランジ部撤去参考詳細図

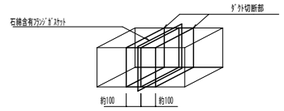

1．ダクトの切断に当たり飛散防止処置として、フランジ部を飛散抑制剤の塗布又はテープ貼りを行う。
2．フランジ部両側約１００mmの箇所において慎重に切断する。
3．ダクト片側の切断終了後、フランジ部内部を外面同様、飛散防止処置として飛散抑制剤の塗布又はテープ貼を行い、もう片側の切断を行う。
4．切断したフランジ付ダクトは、ビニール袋等に詰め、構外搬出適切処理（別途）とする。

配管エルボ・チーズ部撤去参考詳細図

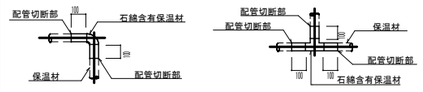

1．配管の切断に当たり飛散防止処置として、保温材部を飛散抑制剤の塗布又はテープ貼を行う。
2．保温材部両側約１００mmの箇所において慎重に切断する。
3．切断した保温付配管は、ビニール袋等に詰め、構外搬出適切処理（別途）とする。

訂　正	年　月　日	岩手県釜石市小佐野町2-4-15　TEL 0193-23-9970　Fax 0193-23-1120 (有)アルファーシステム 一級建築士事務所（岩手県知事）登録お(2204) 第1003号　管理建築士 一級建築士　（大臣）登録　第２３４５８１号　柏舘　旨緒	設計年月日 R3　.11	設計	検図	承認印	工事名称 鵜住居公民館川目分館解体工事	図面番号
	年　月　日				製図　Ａ２ (A3印刷：71%縮小)	承認年月日 .　.	図面名称 解体工事特記仕様書　縮尺 Non	Ａ ― １
備　考								

付近見取図

岩手県釜石市鵜住居町第３地割８－１

仕上表

室　名	床	壁	天井
玄関	コンクリート土間	ベニヤ・プリントボード	プリントボード
廊下	フローリング	ベニヤ・プリントボード	プリントボード
炊事室	フローリング	プラスター	プリントボード
収納	フローリング	ベニヤ・プリントボード	プリントボード
和室	畳敷	プラスター	板貼り
トイレ	フローリング	石膏ボード・クロス貼	石膏ボード・クロス貼
会議室	フローリング	プラスター・プリントボード	ジプトーン

敷地面積　：　358.19m²　　建築面積　：　127.52m²　　床面積　：　127.52m²　(38.5坪)

鵜住居公民館川目分館平面図・配置図　S:1/100

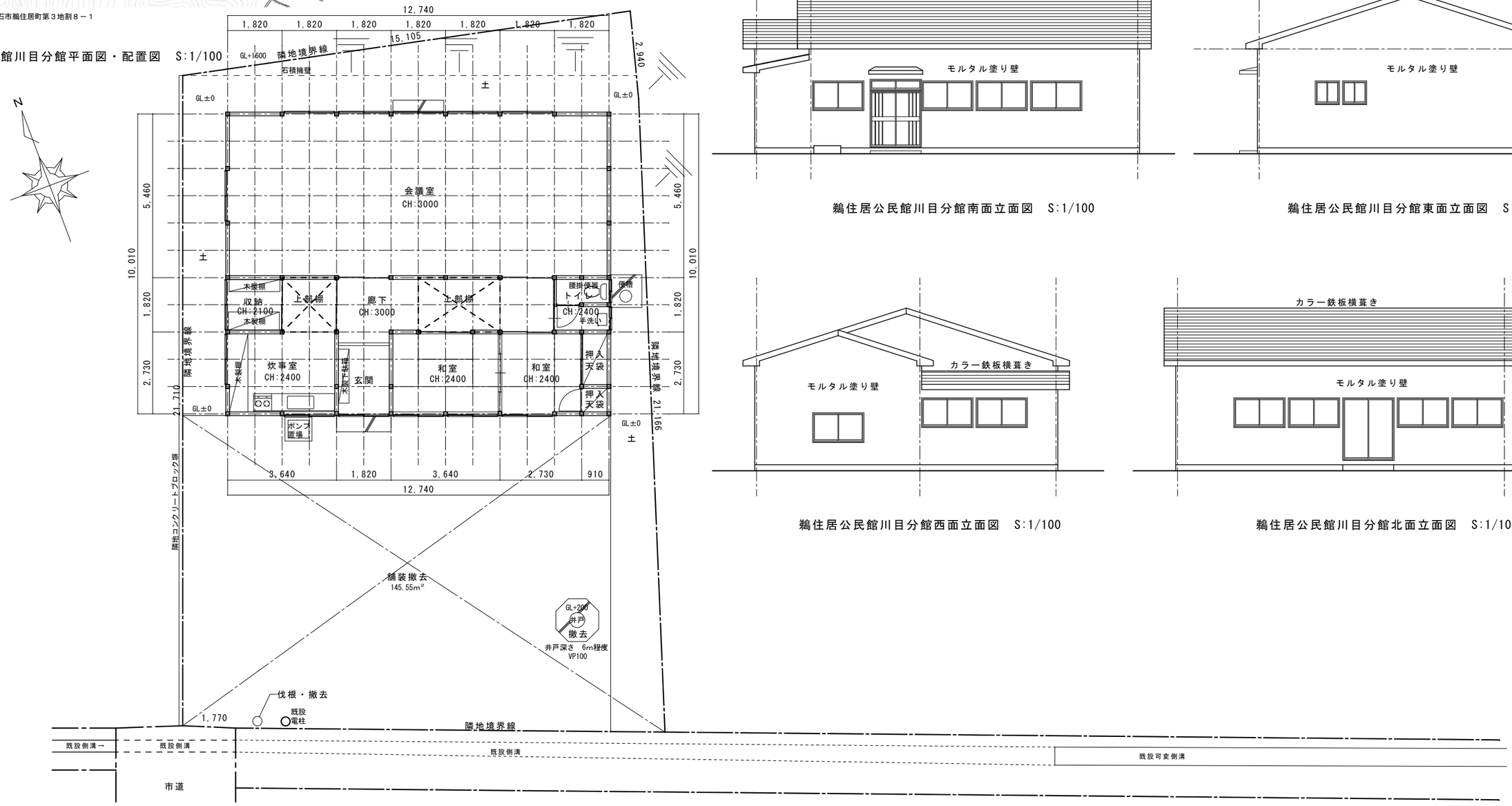

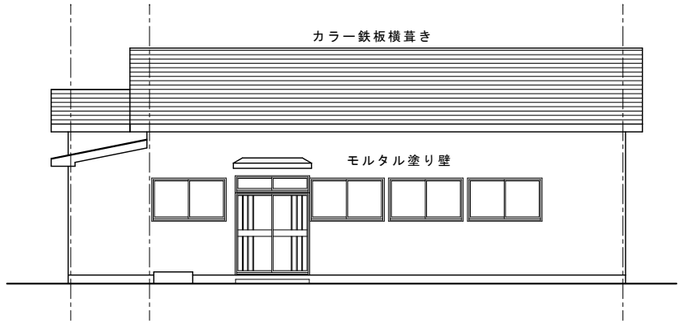

鵜住居公民館川目分館南面立面図　S:1/100

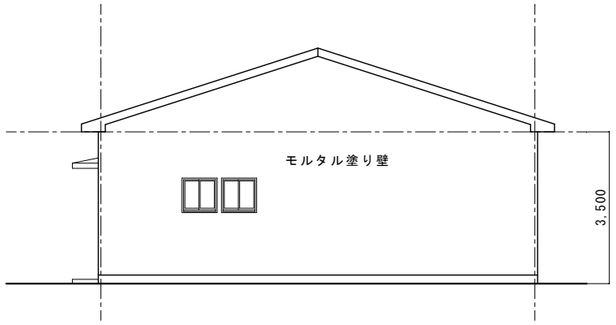

鵜住居公民館川目分館東面立面図　S:1/100

鵜住居公民館川目分館西面立面図　S:1/100

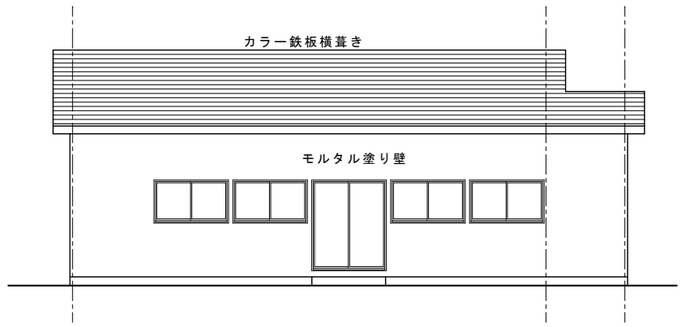

鵜住居公民館川目分館北面立面図　S:1/100

訂　正	年　月　日		岩手県釜石市小佐野町2-4-15　TEL 0193-23-9970　Fax 0193-23-1120 ㈲アルファーシステム 一級建築士事務所（岩手県知事）登録お(2204) 第1003号　管理建築士 一級建築士　（大臣）登録　第２３４５８１号　柏舘　旨緒	設計年月日 R3　.11	設計	検図	承認印	工事名称 鵜住居公民館川目分館解体工事	図面番号
	年　月　日					製図　Ａ２ (A3印刷：71%縮小)	承認年月日 .　.	図面名称 鵜住居公民館川目分館　解体工事(1)	縮尺 1/100
備　考									Ａ ― ２

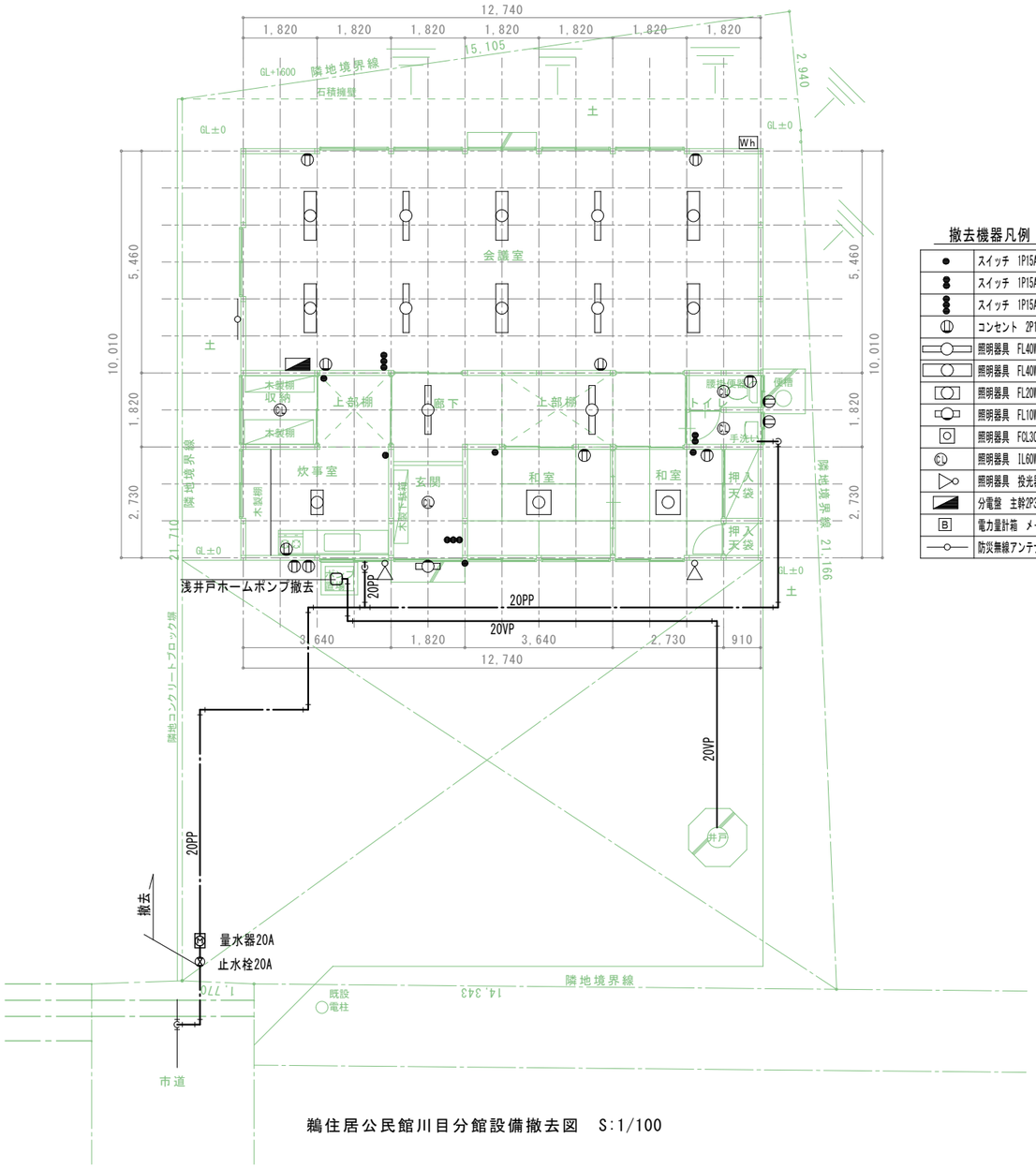

鵜住居公民館川目分館設備撤去図　S:1/100

撤去機器凡例（電気）

●	スイッチ　1P15A×1
●●	スイッチ　1P15A×2
●●●	スイッチ　1P15A×3
⊕	コンセント　2P15A×2
	照明器具　FL40W×1　露出形
	照明器具　FL40W×2　露出形
	照明器具　FL20W×2　露出形
	照明器具　FL10W×1　露出形
	照明器具　FCL30W+30W　吊下形
CL	照明器具　IL60W×1　シーリングライト
	照明器具　投光器
	分電盤　主幹2P30A　分岐1P30A×6
B	電力量計箱　メーター1φ30A×1、開閉器2P30A×1
	防災無線アンテナ

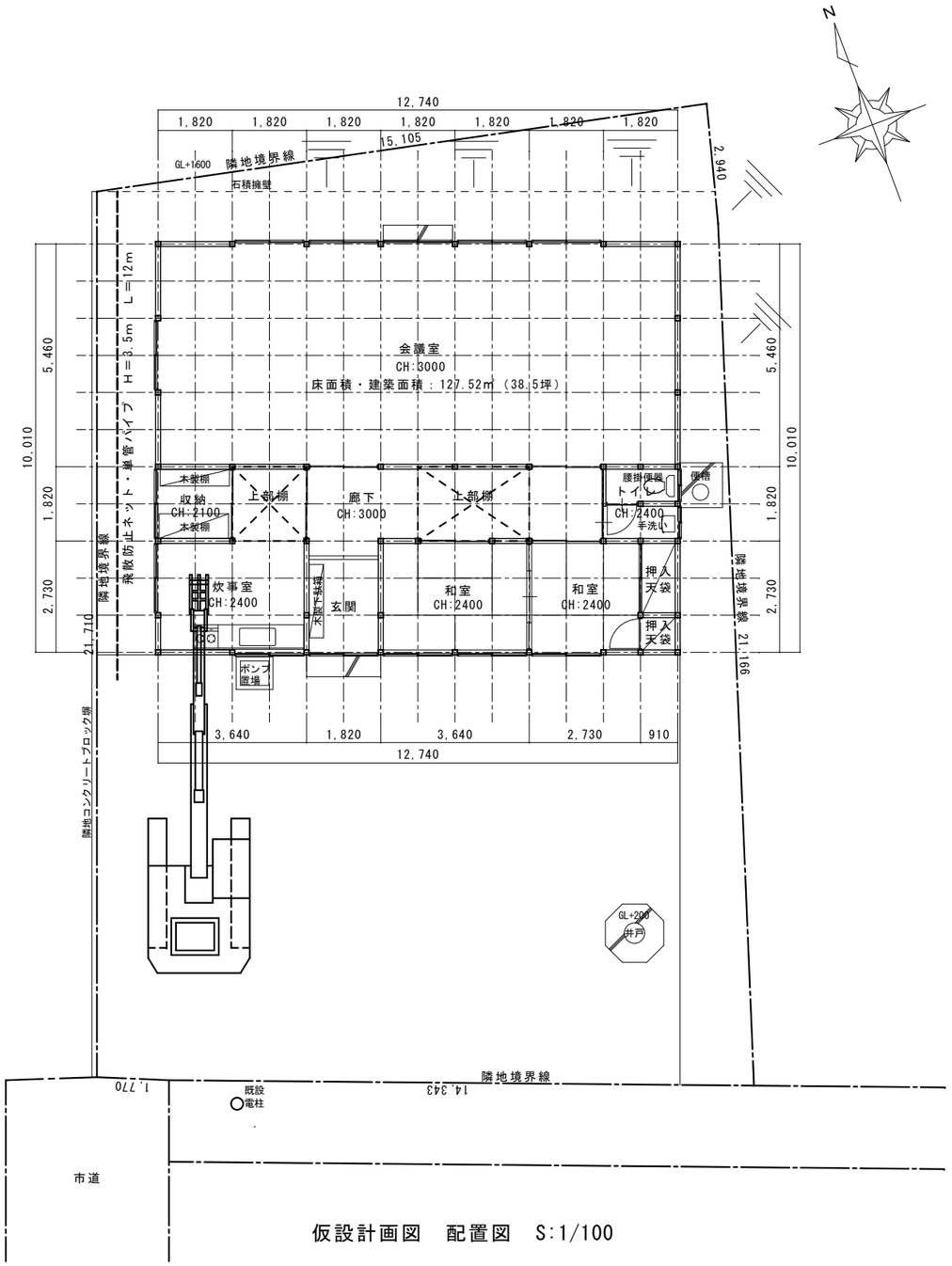

仮設計画図　配置図　S:1/100

訂　正	年　月　日	岩手県釜石市小佐野町2-4-15　TEL 0193-23-9970　Fax 0193-23-1120 ㈲アルファーシステム 一級建築士事務所（岩手県知事）登録お(2204)第1003号　管理建築士 一級建築士　（大臣）登録　第２３４５８１号　柏舘　旨緒	設計年月日 R3　.11	設計	検図	承認印	工事名称 鵜住居公民館川目分館解体工事	図面番号
	年　月　日							
備　考					製図　Ａ２ (A3印刷：71%縮小)	承認年月日 .　.	図面名称 鵜住居公民館川目分館設備撤去図/仮設計画図　縮尺 1/100	Ａ ― ３